

平成 年 月 日

株式会社リーフランド御中

住所

氏名

印

誓約及び承諾書

私は、貴社が派遣契約を締結した派遣先において就業することになった場合において、下記の内容を誓約し、かつ、承諾します。

また、本『誓約及び承諾書』を貴社に提出することにより、貴社との間の雇用契約が予定されたり、成立したり、又は、その他何らかの契約関係が成立するものではないことを予め確認し、同意します。

なお、登録申し込み後、貴社の判断又は私の都合で登録されなかった場合は、本『契約及び承諾書』を貴社が破棄し、私に返却されないこと、及び私が貴社を退職した後又は登録取り消し後も本書が引き続き有効であり、本書が貴社から返却されないことを予め確認し、同意します。

記

- 1、私が貴社と派遣雇用契約を締結し派遣就業する際には、貴社から私に渡された「派遣従業員就業規則」、「秘密情報保持規程」、及びその他諸規則の内容をよく確認し、これを遵守することを誓約します。
- 2、私が、派遣先において派遣業務を遂行するうえで知り得た派遣先並びに派遣先の関係者（派遣先の従業員、法人・個人顧客その他取引関係者を含みます）の営業秘密、及びその他の情報等（以下これらを「秘密情報等」といい、個人情報を含みます）を派遣就業期間中だけでなく、派遣就業期間が終了した後も次の点を遵守し、厳重に管理して、派遣先及び派遣先関係者の秘密を守ります。
 - ① 派遣先及び貴社の承諾を得ることなく派遣先社外に持ち出しません。
 - ② いかなる第三者にも漏洩したり、派遣先の指揮命令による派遣業務遂行目的以外で開示したりしません。
 - ③ 派遣業務遂行の目的以外で使用、流用、又は方法の如何にかかわらず、複製もしくは複写いたしません。
 - ④ 派遣業務遂行上アクセス権限を与えられていない秘密情報等には一切アクセスしません。
 - ⑤ 派遣就業期間終了時、又は派遣先の指示を受けた場合は、直ちに秘密情報等に関する全ての資料等を派遣先に返却いたします。【秘密情報保持規程他】
- 3、派遣先で派遣業務遂行のために使用許可された電子メール、その他通信手段を私的な目的で使用しません。【派遣従業員就業規則第 29 条】

※裏面に続く

- 4、 派遣先における派遣業務を職務として遂行したことに伴う発明考案、業務作成物に関する権利は、「派遣従業員就業規則」の知的財産権に関する規定に基づく条件で派遣先に承継、移転、帰属することを承諾します。【派遣従業員就業規則第 35 条】
- 5、 「契約期間を守り誠実に勤務し、勝手な判断では業務遂行せず、派遣先の指揮命令に従います。また、派遣先への業務遂行内容、経過、結果の報告を怠りません。【派遣従業員就業規則第 6 条他】
- 6、 「派遣従業員就業規則」、本「誓約及び承諾書」、その他貴社の諸規則、もしくは、派遣先の指揮命令に違反し、又は私の故意もしくは重大な過失により、貴社、派遣先もしくは第三者に損害を与えたときは、私は、「派遣従業員就業規則」の損害賠償に関する規定に基づく責任を負います。また、これによって即時に無条件で貴社との派遣雇用契約が終了することを承諾いたします。【派遣従業員就業規則第 27 条、第 34 条、第 37 条他】
- 7、 就業に際し、自家用車（単車・バイクを含む）の使用が通勤又は業務上必要不可欠な場合であっても、下記要件を満たす任意保険に加入していない限り、一切使用しません。
 - ① 保険種類は示談代行付のものである。
 - ② 保険種目に個人賠償（無制限）及び対物賠償が付保された契約である。
 - ③ 原付（125 cc以下）のバイクの場合は任意保険又は自家用車の任意保険ファミリーバイク特約に加入している。
 - ④ 通勤時の事故に対しても適用される契約である。
- 8、 第三者の身体及び財産に対する加害事故を起こした場合、自家用車（単車・バイクを含む）に付保された保険により処理します。また、万が一、事件、事故等を起こした場合には、自己の責任において損害賠償その他全ての問題の解決を行い、貴社に対して一切迷惑をかけません。
- 9、 本書の写しを貴社が派遣先又は派遣先となろうとする者に提供することがあることを承諾いたします。

以上

《個人情報保護法第 18 条 2 項に基づく利用目的明示》

株式会社リーフランドは、個人情報を人事労務管理、派遣業務管理等、派遣従業員就業規則第 41 条で定めた目的のために利用します。